

ドイツにおける汚職を巡る議論

汚職、すなわち贈収賄の問題は、法政策的な課題でもあり、法解釈学上の課題でもある。ドイツでは1997年に刑法上大きな改正がなされて以来、ここ数年も汚職犯罪に関して様々な改正があり、それらの規定を巡り、様々な議論がなされている。本講演では、これらの規定で処罰の対象となる利益收受、供与等の行為とはいかなる行為を指し、その不法とはいかなる意味を持つのか、汚職に関する諸規定の関係をどのように考えるべきか等について解釈学上の課題を検討する。

2018年3月8日(木)

15:00～17:00

関西大学千里山キャンパス
児島惟謙館1階第1会議室

聴講無料
申込不要

講演者

ルイス・グレコ
Prof. Dr. Luis Greco

ベルリン・フンボルト大学法学部教授

*講演言語：ドイツ語

通訳

佐川 友佳子

香川大学 法学部准教授

司会

飯島 暢

関西大学 法学部教授